

①申請をはじめる前に準備してください



さい こ かてい う けんさ けっか しりょう はっこう ※18歳になるまえに子ども家庭センターで受けた検査の結果についての資料は発行できません



(1)二次元コードを読み取る または 下記アドレスにアクセス してください



https://osaka-ryoikutechou.pref.osaka.lg.jp/







②-2 会員登録 「メールアドレスの登録、規約の確認」





^{きやく} 「<mark>規約を読んで、同意する</mark>」

9.システムの停止・制限

茨阪府 は、利用者 に散条 の禁止 事項 のいずれかに設当 する行為 があったと判断 した場合 には、予告 なしに本 システムの利用 を停止 艾は 制酸 する等 、必要 な措置 をとることができることとします。

10.免責事項

読むか は、利用者 が本 システムを利用 したことにより発生 した利用者 の損害 及び 利用者 が第三者 に与え た損害 について、一切 の責任 を負い ません。また、本 システムの提供 の遅延、本 システムの運用 の停止、休止、中断 文は 制限 により発生 した利用者 の損害 及び 利用者 が第三者 に与え た損害 について、一切 の責任 を負い ません。

11.著作権

本 システムに含ま れているプログラムその他 著作物 に関する 著作権 は、目本国 の著作権 法 によって保護 されています。本 システムに含ま れてい るプログラムその他 著作物 の修正 、複製 、改ざん 、販売等 の行為 を禁じ ます。

12. 合意 管轄 裁判所

この規約 は日本 国法 に準拠。します。また、本 システムの利用 交は この規約 に関し て茨阪府 と利用者 の間 に生ずる すべての紛争 については、 赤筋 地方 裁判所 を専属的 合意 管轄 裁判所 とします。

13. 規約 の変更

この規約 は、必要 に応じ 利用者 に事前 通知 を行う ことなく変更 することがあります。規約 の変更 後 に、利用者 が本 システムを利用 したとき は、当該 利用者 は、変更 後 の規約 に同意 したものとみなします。

附則 この利用 規約 は、令和 6年 2月 28日 から施行 します。

「同意する」をクリック

どうい

かいいんとうろく

(2) - 3

どうい 同意 する	
^{どうい} 同意 しない	



2-4 会員登録 「会員登録のためのメールを送信」





2-5 会員登録 「登録したメールアドレスに届いたメールを確認」

URL をクリック

【大阪府】会員	登録のご案内
大阪府 宛先 ○	、療育手帳〉申請管理システム < support@osaka-ryoikutechou.pref.osaka.lg.jp> 自立相談 C
() このメッセージをテキ	-スト形式に変換しました。
おおさかふ	かいいんとうろく あんない
大阪府より会員登	録のご案内です。
いか	かいいんとうろく かんりょう
以下の URL より	会員登録を完了させてください。
こちらをクリック	6
https://osaka-ry	oikutechou.pref.osaka.lg.jp/verify/2c2e665e20b2cd18049d26e2ce177d588546
expires=173768	066&signature=6b6550d3b2fa34bac3ee449339d756339d17cf5169246a95261
かいいんとうろく	ゆうこうきげん
※会員登録 URL	の有効期限は 30 分です。













^{かくにんがめん} 「確認画面へすすむ」













③-2 会員ページへログイン「登録したメールアドレスとパスワードを入力」





③-3 会員ページへログイン 「登録したメールに届いた、認証コードを確認」





③-4 会員ページへログイン 「メールに届いた、認証コードを入力」







④-2 申請 「マイページトップから申請内容を選ぶ」













しょうめい ねがい しんせいしゃ じょうほう にゅうりょく

STEP. 02

STEP.03

STEP: 04

(4) - 5 申請 「使用目的を選択」

しんせいしゃ じょうほう にゅうりょ 申請者 情報 入力 #ACA しょうほう にゅうりょう 本人 情報 入力 かんりょう かくにん確認 ねんきんしんせい つか ばあい 年金申請に使う場合は、 申請者 情報 をご入力 ください。 ※申請者 情報 については、チェックマークを押す ことでマイページの ココをクリック。 情報をコピーできます。 ※証明書 発行 依頼 ができるのは療育 手帳 を所持 する本人 が18歳 いしょう がた で、障がい者 自立 相談 支援 センターで1回 以上 判定 を行っ たことがある方のみとなります。 ● 使用目的 必須 は2005にない 新設 世後で 使用目的 は複数 選択 できますが発行 は1枚 となります。 ふたい 0000 がた さてきますが発行 は1枚 となります。 後数枚 必要 な方 は目的 ごとに別々 に申請 を行っ て下さい 。 た ばあい 「□その他」の場合は、 障がい 基礎 年金 診断書 作成 のため ないよう にゅうりょく その他 内容を入力。 じぶん りかい れい 「自分を理解するため」 例 ※その他(た)の使用目的(しようもくてき)を 具体的(ぐたいてき)にお書(か)きください















